

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準</p> <p style="text-align: center;">〔 制 定 平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号 最終改正 <u>平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2321 号</u> 〕</p> <p>第 1 配分基準</p> <p><u>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2311 号</u>農村振興局長通知。以下「要領」という。）<u>第 5 の 5 の（1）</u>の交付対象となる活性化計画の決定及び農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準については、次のとおりとする。</p> <p>1 前年度からの継続事業等に対する配分</p> <p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の予算額の範囲内において、次に掲げる事業の実施に必要な当該年度予算額を、都道府県知事又は市町村長に配分する。</p> <p>（1）要領<u>第 5 の 5 の（1）</u>の規定による交付金の交付対象となった活性化計画に基づき実施する交付対象事業のうち、その実施期間が複数年にわたるもの</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 当該年度に提出された活性化計画に対する交付の決定及び配分</p> <p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の予算額から 1 による配分額を減じた額（以下「新規配分枠」という。）の範囲内において、当該年度に提出された活性化計画（要領<u>第 5 の 7</u>に基づく重要な変更を実施する活性化計画を含む。）に対する交付の決定を行い、当該計画に係る交付対象事業の実施に必要な当該年度予算額を都道府県知事又は市町村長に配分する。</p> <p>なお、要領<u>第 5 の 5 の（1）のアからウまでに掲げる</u>審査基準を満たしている活性化計画の当該年度予算要望額の合計が、新規配分枠を超える場合においては、次の方法により交付対象計画を決定する。</p> <p>（1）国は、要領<u>第 5 の 5 の（1）のアからウまでに掲げる</u>審査基準を満たしている活性化計画について、次の方法により、目標水準ポイントを付与する。</p> <p>ア <u>事業実施計画</u>の事業活用活性化計画目標の第 1 評価指標について、項目ごとに具体的数値目標を<u>交付対象事業の交付金額</u>で除した値を偏差値に換</p>	<p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準</p> <p style="text-align: center;">〔 制 定 平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号 最終改正 <u>平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2287 号</u> 〕</p> <p>第 1 配分基準</p> <p><u>農山漁村振興交付金実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2326 号</u>農村振興局長通知。以下「要領」という。）<u>別紙 6 の第 4 の 3 の（1）</u>の交付対象となる活性化計画の決定及び農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準については、次のとおりとする。</p> <p>1 前年度からの継続事業等に対する配分</p> <p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の予算額の範囲内において、次に掲げる事業の実施に必要な当該年度予算額を、都道府県知事又は市町村長に配分する。</p> <p>（1）要領<u>別紙 6 の第 7 の 2</u>の規定による交付金の交付対象となった活性化計画に基づき実施する交付対象事業のうち、その実施期間が複数年にわたるもの</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 当該年度に提出された活性化計画に対する交付の決定及び配分</p> <p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の予算額から 1 による配分額を減じた額（以下「新規配分枠」という。）の範囲内において、当該年度に提出された活性化計画（要領<u>別紙 6 の第 4 の 7</u>に基づく重要な変更を実施する活性化計画を含む。）に対する交付の決定を行い、当該計画に係る交付対象事業の実施に必要な当該年度予算額を都道府県知事又は市町村長に配分する。</p> <p>なお、要領<u>別紙 6 の第 4 の 2</u>の審査基準を満たしている活性化計画の当該年度予算要望額の合計が、新規配分枠を超える場合においては、次の方法により交付対象計画を決定する。</p> <p>（1）国は、要領<u>別紙 6 の第 4 の 2</u>の審査基準を満たしている活性化計画について、次の方法により、目標水準ポイントを付与する。</p> <p>ア <u>交付対象事業別概要</u>の事業活用活性化計画目標の第 1 評価指標について、項目ごとに具体的数値目標を<u>当該活性化計画に係る交付対象事業の事</u></p>

算し、15ポイントを限度として対応する活性化計画に付与する。

イ 同一の事業実施計画に事業活用活性化計画目標の第2評価指標が記載されている場合は、第2評価指標の記載のある活性化計画について、第2評価指標の項目ごとに具体的数値目標を交付対象事業の交付金額で除した値を偏差値に換算し、5ポイントを限度として対応する活性化計画に付与する。

ウ (略)

(2) 国は、(1)の目標水準ポイントと、次のポイントを合計し、その合計ポイントが高い活性化計画から順に新規配分枠の範囲内で交付対象計画の決定を行い、当該計画に係る交付対象事業の実施に必要な年度予算額を配分する。ただし、その最後の配分可能額が交付対象計画の当該年度予算要望額を下回る場合には、配分の対象としない。

ア 要綱第2の1のアからウまでに掲げる対策(ウのイ)に掲げるものを除く。が、活性化計画の関連事業として位置づけられ、同対策を実施している、又は実施する見込みがある場合には、3ポイントを加算する。

イ 要領の第5の2の(1)の事前点検シートにおいて、交付対象事業について他の施策が活用可能な場合には、5ポイントを減算する。

ウ (略)

第2 (略)

業費で除した値を偏差値に換算し、15ポイントを限度として対応する活性化計画に付与する。

イ 同一の交付対象事業別概要に事業活用活性化計画目標の第2評価指標が記載されている場合は、第2評価指標の記載のある活性化計画について、第2評価指標の項目ごとに具体的数値目標を当該活性化計画に係る交付対象事業の事業費で除した値を偏差値に換算し、5ポイントを限度として対応する活性化計画に付与する。

ウ (略)

(2) 国は、(1)の目標水準ポイントと、次のポイントを合計し、その合計ポイントが高い活性化計画から順に新規配分枠の範囲内で交付対象計画の決定を行い、当該計画に係る交付対象事業の実施に必要な年度予算額を配分する。ただし、その最後の配分可能額が交付対象計画の当該年度予算要望額を下回る場合には、配分の対象としない。

ア 要綱第2の1の(2)の①、②及び④に掲げる対策が、活性化計画の関連事業として位置づけられ、同対策を実施している、又は実施する見込みがある場合には、3ポイントを加算する。

イ 要領の別紙6の第4の1の(1)の事前点検シートにおいて、交付対象事業について他の施策が活用可能な場合には、5ポイントを減算する。

ウ (略)

第2 (略)

別紙

1 優先採択ポイントの考え方

区分	優先採択ポイントの考え方	ポイント
1 ～ 4	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	
<u>5</u> ～ <u>8</u>	(略)	(略)

2 (略)

別紙

1 優先採択ポイントの考え方

区分	優先採択ポイントの考え方	ポイント
1 ～ 4	(略)	(略)
<u>5</u>	<u>総合化事業計画</u> <u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に規定する総合化事業計画に位置付けられている事業であるもの</u>	<u>1</u>
<u>6</u> ～ <u>9</u>	(略)	(略)

2 (略)

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。